## 第5回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年8月7日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所 7 階会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名

1番 小 倉 哲 也 2番 山 嵜 和 雄 3番栗原寛光 4番 陸 野 光 男 5番 小 泉 勝彦 渡正明 7番 石 8番 関 巖 9番 渡 邉 美代子 10番 田 中 幸 一 11番 切 替 一 弥 12番 渡辺義一 13番 注連野 千佳代 田菊雄 14番 時 田 善 夫 15番 中 山 明 16番 森

- 5 欠席委員 1名
  - 6番 石川 和利
- 6 農林振興課職員 1名
  - 三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長 齊藤主幹 山田主査 高品主査

## ◎開 会

令和元年8月7日午後2時00分 開会

- ○事務局長(伊藤恵一君) それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(小泉勝彦君) どうも皆さん、こんにちは。お暑い中、本当にご苦労さまでございます。梅雨がなかなか明けないと思っていましたところ、明けたらとんでもない暑さで、皆様方、くれぐれもお体にお気をつけください。本日は、案件が4つほどありますので、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。
- ○事務局長(伊藤恵一君) どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うことと なっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) しばらくの間、進行役を務めさせていただきます。

それでは、ただいまより第5回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。6番、石川和利委員。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長(小泉勝彦君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、渡辺義一委員、13番、注連野千佳代委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

- ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。それでは、議案第1号、整理番号1について説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件につきましては、令和元年7月22日付で申請書の提出がありました。

申請内容につきましては、市内在住の個人が県外在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、遠方のため管理が困難なので、本件農地を手放したいとのことです。譲り受け人は、自宅から近く、耕作に適していることから、本件農地を譲り受け、農業経営を

拡大したいとのことです。

総会資料の1ページの位置図及び2ページの現地写真をごらんください。場所につきましては、市 内野里字西中溝です。現地を確認したところ、現地は田で保全管理をされていました。

総会資料の3ページをごらんください。こちらが所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクターに田植機、耕運機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車 を所有しています。

農作業従事日数につきましては、世帯で470日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が126アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地区担 当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番(時田善夫君) 14番、時田です。7月28日午前8時より、譲り受け人本人と譲り受け人の父親と私と3人で現地の立ち会いいたしました。話によりますと、15年ほど前から何か耕作放棄地ということで、前の地主の方が1年に1回業者にお願いして草刈りをしていたそうです。現在は、譲り受け人が管理しているということで、いつでも作付できるような状態になっておりました。現在1.2~クタールで水稲作付をしており、来年からそこに水稲を作付ける予定だということでした。それで、農機具とか一式全部そろっておりました。

ということで、ご報告いたします。皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。 次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。 山田君。

○事務局(山田尚史君) それでは、議案第1号、整理番号2について説明いたします。

議案のほうの1ページをごらんください。本件につきましては、令和元年7月22日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、〇〇〇の〇〇〇から贈与により農地の所有権を取得しようとする 案件です。譲り渡し人は、耕作面積が多く手が回らず、体力的に限界のため、管理できない本件農地 を贈与により手放したいとのことです。譲り受け人は、譲り渡し人が管理できない農地の適正な管理、 活用を行うため、その権利の保護を念頭に、本件農地を贈与により譲り受けたいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真をごらんください。場所は、下泉の字畑中下及び字和田にあります。現地を確認したところ、現地は畑で、現時点では耕作されていました。

総会資料の6ページをごらんください。こちらでは所有農地及び耕作地に関する申告書を添付して おります。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 農機具などについては、トラクターに田植機、耕運機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車 を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で900日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が207アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当 委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、陸野光男委員。

○4番(陸野光男君) 4番、陸野です。7月29日の午前11時ごろ、本人等立ち会いのもと現地の確認 をいたしました。5ページの写真下のほうが158平方メートルのほうで、カボチャが植えてありました。上のほうが66平方メートルのほうで、大豆がまかれていました。譲り受け人の自宅とすぐ右隣が この畑になります。もう一方の上の写真のほうが自宅からすぐ前の畑です。自宅に近いということで、 耕作するにはいいと思います。また、畑としてこれからずっときれいにつくっていきたいという本人 の意見を聞きましたので、何ら問題はないと思います。あと、機械等も事務局の言われたとおりそろ っております。

皆様のご審議をお願いします。

○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。 はい。

- ○15番(中山 明君) 15番、中山です。これ○○○さんと○○○さんというのは多分双子だと思いますが、一緒に住んでいるのですか。
- ○4番(陸野光男君) 一緒ではないです。譲り受け人の○○○さん本人が、下泉のこの畑の地隣にうちがあって、譲り渡し人の○○○のほうは離れているのです。実際○○○のうちは行ったことないのですけれども、うちは別にあるのです。だから、うちは別なのですけれども、この畑に近いのが、だから譲り受け人の○○○さんのほうです。
- ○15番(中山 明君) ○○○さんのほうが畑に近いということですか。
- ○4番(陸野光男君) すぐ目の前が畑なのだそうで、きれいに耕作はされていました。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。 次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 議案第1号、整理番号3についてご説明いたします。 議案の1ページをごらんください。本件は、令和元年7月22日付で申請書の提出がありました。 申請内容は、市内在住の個人が市内の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢のため管理が困難なので、本件農地を手放したいとのことです。譲り受け人は、実家から近く、耕作に適していることから、本件農地を譲り受け、事業を拡大したいとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真をごらんください。場所は、下新田の字堂面です。現地を確認したところ、現地は写真のとおり田で、耕作されていました。

総会資料の9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。 農機具などについては、トラクターに田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で530日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が231アールとなっており、50アール要件を 満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地区担 当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

- ○15番(中山 明君) 15番、中山です。先月7月27日に現地へ朝行きまして、それで家のほうに行って○○○さんと話をいたしまして、前々からずっと借りていたということで、今度どうしても買ってくれないかという話がありまして、ではどうせつくっているからやりましょうということで、土地を買うということで話はしていました。現地は、別にずっとつくってありますので、問題ないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(小泉勝彦君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。 はい。
- ○8番(関 巖君) 8番、関ですけれども、譲り受け人の○○○さんの議案書のほうの住所が○○○になっていて、資料の世帯の構成のところが○○○になっているのですけれども、この住所が違うのはどういうことでしょうか。
- ○15番(中山 明君) ○○○のほうの家は○○○さんという七十五、六の○○○さんが住んでいるのですけれども、それで子供たちが○○○のほうに今おうちに住んでいるというので、仕事をやるときに土日なんか、あとふだんのときも仕事の早いときなんか来て、一緒に仕事をやっているというぐあいです。

- ○8番(関 巖君) では、○○○にいるけれども、耕作のときにこっちへ来てということですか。
- ○15番(中山 明君) はい、そうです。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) 事務局。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。補足説明させていただきます。

農家台帳上は、〇〇〇の住所で1世帯となっておりますが、住民基本台帳上は〇〇〇には〇〇〇がいて、申請者、譲り受け人につきましては住民票上は〇〇〇のほうになっているため、申請書と農家台帳上のちょっとずれが出ているという形になっています。

- ○8番(関 巖君) 実際の現住所は○○○だということですね。
- ○事務局(山田尚史君) はい。 以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

- ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案の2ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の個人から農地1筆を買い 取り、共同住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりで す。

なお、本件については、令和元年7月22日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北側約800メートル、奈良輪小学校の北西側約800メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10~クタール未満であることから第2種農地と判断されます。

次に、総会資料11ページをごらんください。土地利用については、埋め立ては行わず、鉄骨づくり2階建て10世帯分の共同住宅1棟と駐車場10台分、駐輪場12台分を整備する計画となっております。排水関係については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、南側市道のU字溝へ放流します。雨水については、敷地内に地下式雨水浸透槽を設置し、オーバーフロー分を南側市道のU字溝へ放流します。

所要資金については、金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料12ページに建物の立面図を添付し、13ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議 の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

8番、関巖委員。

説明は以上ですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件となりますが、私が担当地区委員となりますので、この場で補足説明 をさせていただきます。

ただいま関委員が言われたとおり、何の問題もないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いをいたします。

以上で説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

- 〇会長職務代理者(森田菊雄君) 16番、森田です。13番の写真、これは枠内、板で囲ってある中の土 地の話ですね、13ページ。
- ○議長(小泉勝彦君) はい。
- ○8番(関 巖君) 8番の関ですが、13ページのこの上の写真の枠内は対象地域ではなく、その 手前のほうが申請された土地なのです。
- ○会長職務代理者(森田菊雄君) 下の写真で見ると、この枠の手前ですか。
- ○8番(関 巖君) 下の写真の奥のほうに枠が見えます。下の写真の奥のほうに。それ奥のほうの 写真が上の写真と同じです。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○会長職務代理者(森田菊雄君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより計論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。 賛成全員でございます。 よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和元年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第3号 令和元年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認について議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局(山田尚史君) 事務局の山田です。こちら議案第3号 令和元年度第5次農用地利用集積計 画書(案)についてご説明いたします。

この令和元年度第5次農用地利用集積計画書(案)につきましては、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものになります。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の20ページから21ページをごらんください。今回の申請につきましては、利用権設定が17件で、そのうち通常の利用権設定は7件、農地中間管理事業による利用権設定が10件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は合計で401.87アール、4万187平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページから19ページまでに記載のとおりとなって おりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。 賛成全員でございます。 よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

- ◎議案第4号 令和元年度第2次農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第4号 令和元年度第2次農用地利用配分計画(案)について議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査(三沢徹君) 農林振興課、三沢と申します。よろしくお願いします。

それでは、議案第4号 令和元年度第2次農用地利用配分計画(案)についてご説明申し上げます。本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様の意見を伺うものです。今回は個別案件の配分計画案が1件となっております。

まず、2ページをごらんください。農地の借受者は市内の法人です。借り受ける農地は、飯富地先5筆となっています。先ほど議案第3号の中で説明のありました農用地利用集積計画書 (案) 11ページ中の整理番号1-7-17に記載している農地を、千葉県園芸協会から借受者である市内の法人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、3ページ、4ページのとおりとなっています。5ページは借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。 賛成全員でございます。 よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

## ◎報告事項

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案3ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年6月1日から6月30日までで3件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案4ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和元年6月1日から6月30日までで18件でございます。

続きまして、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案9ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知があり、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、令和元年6月1日から6月30日までで1件でございます。報告は以上でございます。

○議長(小泉勝彦君) 報告は以上です。

◎その他

- ○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第4、その他に入ります。 委員から何かありますか。 はい。
- ○7番(石渡正明君) 7番、石渡です。総会資料の例えば3ページの案件で、農家要件とありますけれども、年間農業従事日数、これが150日だと、1人150日ではなくて世帯で150日ですね。それで、この1番の世帯員って書いてありますけれども、この世帯員というものの、ちょっと用語の定義というのを事務局の方にお尋ねしたいと思います。
- ○議長(小泉勝彦君) はい、どうぞお願いします。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。説明させていただきます。

こちら世帯員につきましては、住民基本台帳上の世帯ではなく、市のほうで管理している農家台帳上、つまり一体として耕作を行っているものということで、合計で世帯員の従事日数は計算いただいております。そのため、今回の案件といたしましては、住民票上は別世帯になっている場合でも、農家台帳上の世帯によって計算されると、世帯員の構成が違うということがあります。

以上です。

- ○7番(石渡正明君) そうすると、例えば世帯主が3人いて、1人が東京、1人が埼玉、1人が千葉 にそれぞれ住んでいますと、その3人がそれぞれ5分の1ずつ袖ケ浦市にある土地を耕作していたら、 一応それは例えば農地を取得するに当たっては農業常時従事日数という要件に関しては満たすというような考え方で大丈夫ですか。
- ○議長(小泉勝彦君) はい。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。その場合で、農家人員、世帯の従事日数となります。
- ○7番(石渡正明君) はい、わかりました。ありがとうございました。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○7番(石渡正明君) はい、以上です。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

- ○8番(関 巖君) 議案第3号の農用地利用集積計画書というので、たくさん出ています。その中で、11ページにある下のこの案件が別紙の議案第4号にのっているわけです。借受人のほうが、○○ ○、○○○さん、それ以外の3号のほうの11ページの人だけ、こっちに議案としてのってきて、それ以外、千葉県園芸協会が借受人になっている明細書がたくさんあるのだけれども、それらは特にこういう案件になっていないという、その辺の違いがちょっとわかりにくいので、説明していただけますか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。関委員からご質問があった案件ですけれども、この最後の17番の案件が既に受け手が確定しているため、今回配分計画にのってきたということになります。 そのほかの中間管理機構、つまり千葉県園芸協会が借受人となっている案件につきましても、受け手のほうが確定いたしましたら、また改めて配分計画のほうの記載という形になっております。
- ○8番(関 巖君) 受け手が決まったのだけが、こっちへ議案としてのってくると、わかりました。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○8番(関 巖君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 事務局等から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) ないようですので、これにて本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(小泉勝彦君) これをもちまして第5回農業委員会総会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでございました。

午後2時40分 閉会